

資料6(訪問系・相談支援系)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

令和2年6月8日

千葉県登録地域生活支援給付サービス移動支援事業者 様

千葉県保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の臨時的な取扱いについて

標記の件について、厚生労働省より、令和2年3月13日付けで事務連絡があったところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当事務連絡記載の内容の取扱いを行った場合、又は行う予定がある場合は下記のとおり届出書の提出をお願いします。

記

1 事務連絡の概要

- (問) 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動支援による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合、移動支援を実施したものと取り扱ってよろしいか。
- (答) 当該地域で新型コロナウイルスの感染症が確認されており、利用者に感染するおそれがある場合等であって、他の障害福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえた上で、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱って差し支えない。
- ※ ここでいう居宅等の等には共同生活援助も含まれます。

2 提出手続

- (1) 提出書類
「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の臨時的取扱い届出書(千葉県参考様式)」
※ すでに電話等でお問い合わせ頂いている場合も、お手数ですがご提出くださいますよう、お願いします。
- (2) 提出先及び提出方法
障害福祉サービス課 地域支援班宛てにメール又はFAX
E-mail: shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp FAX: 043-245-5630
- (3) 提出期限

開始日又は開始予定日	提出期限
通知日以前	令和2年6月26日(金)
通知日以降令和2年6月16日以前	令和2年6月26日(金)
令和2年6月17日以降	開始日の翌日から10日以内 (閉庁日含む。10日目が閉庁日の場合は、翌開庁日。)

- ※ 例: 6/17(水) 開始予定の場合、翌日から起算して10日後の27日は土曜日のため29日(月)まで

(4) その他

実績記録票及びサービス提供実施記録又は別紙にて、支援内容を詳細に記録してください。

また、移動支援計画は事前・事後に関わらず、適宜必要な変更を行うことが望ましいですが、やむを得ない場合は、利用者に丁寧に説明して同意を得た上で、当該記録を整備してください。

3 本市以外の利用者

各支給決定市区町村にご確認ください。

4 本措置の適用期間

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応が必要となった時から収束までの期間。

過去に新型コロナウイルス感染症の関連で対応し、本通知のとおり実施していた場合は、遡って請求することが可能です。ただし、その場合は本通知のとおり、記録を整備する等、所定の手続きを行ってください。

本措置の適用期間の終了については、別途通知するものとします。

5 新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省通知

下記厚生労働省HPに掲載されていますので、ご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

厚生労働省＞福祉・介護＞障害者福祉＞障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(担当)

〒260-0026

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

千葉市保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課 地域支援班

TEL : 043-245-5228

FAX : 043-245-5630

E-mail : shogai Fukushi.HWS@city.chiba.lg.jp